

第2章 自転車を取り巻く現状と課題

自転車は、環境にやさしく、子どもから高齢者、自転車の種類によっては障がいのある人も利用できる多くの人にとって身近で選択しやすい移動手段です。

また、健康増進、余暇の充実にも活用できることに加え、幼少期の自転車に乗る練習等を通じた家族とのコミュニケーションや、サイクリングを通じた交流・つながりを通して仲間との絆を深めるツールでもあります。

コロナ禍における自転車利用ニーズの高まり等を受けて、全国各地で自転車を観光誘客の手段として活用する動きが活発化してきています。

面積も人口も日本最小クラスの本県では、人口減少や過疎化・高齢化といった様々な社会課題に直面しており、県民一人ひとりの¹QOLの向上に向けた一つの対策として、多様な人が安全かつ快適に利用できる自転車活用に向けた取組を更に進めていくことが必要です。

本県の観光振興・地域活性化、環境負荷の低減・健康・スポーツ、交通安全・安全利用、自転車利用環境といった各種の分野において、自転車を取り巻く現状や課題は次のとおりです。

1 観光振興・地域活性化

(1) 観光誘客

本県の入込客数は、コロナ禍において、県外客を中心に大きく減少しましたが、現在徐々にコロナ前の水準に回復しつつあります。（令和2年 573 万人、令和3年 629 万人、令和4年 795 万人、令和5年 969 万人）（資料1）

一方で、本県を訪れる観光客は、日帰り客が8割であり、鳥取自動車道や山陰自動車道、山陰近畿自動車道等、高速交通網の進展により、近畿地方や中国地方の観光客が多い傾向にあります。（資料2）

日帰りの場合の自転車利用者の県内消費額は小さいため、高い経済効果をもたらす宿泊旅行への転換を図るためには、周辺県と連携した広域サイクリングルートの設定や、サイリングガイドによる地域の観光資源を活用した魅力あるサイクリングツアーの造成等を促進していく必要があります。

<関連目標・項目>

目標1:地域の魅力を拓くサイクルツーリズムの推進

1 サイクルツーリズムを推進しよう

(1) 魅力ひろがるサイクリングルートの整備

(5) ガイド人材の育成

¹ QOL

Quality of Life の略。人生の内容の質や社会的にみた生活の質。どれだけ人間らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度として捉える概念。

(2) インバウンド対応

本県では、「米子ソウル便」、「米子香港便」等の国際定期便や県内空港への国際チャーター便の運航、韓国と境港を結ぶ国際定期貨客船やクルーズ船の就航等、海外からの多彩な玄関口を設け、東アジアを中心に多くの観光客が訪れています。（資料3）

引き続き、韓国、台湾、中国、香港等の東アジアを重点市場として誘客を図りつつ、経済発展が著しい東南アジアや長期滞在傾向で高付加価値旅行層のシェアが高い欧米豪も視野に入れ、多言語による様々な媒体を活用した効果的なプロモーションや国外サイクリストの受入環境整備等の推進により、積極的な誘客を進める必要があります。

<関連目標・項目>

目標1:地域の魅力を拓くサイクルツーリズムの推進

- 1 サイクルツーリズムを推進しよう
- (2)サイクリングで地域の魅力発信
- (3)多様なサイクリングイベントの開催
- (7)自転車がつなぐ世界との交流

(3) 「サイクリストの聖地・鳥取県」の実現と「鳥取うみなみロード」によるナショナルサイクルルート指定

本県では、「サイクリストの聖地・鳥取県」の実現を目指し、地域の魅力ある観光資源をつなぐサイクリングルートの設定や県内全域におけるサイクリストのサポート体制「ダイジョウブシステム」の参画施設の拡充、サイクリングガイドの養成等、県内どこでもサイクリングが楽しめる環境づくりを進めています。（資料4）

現在、「ダイジョウブシステム」参画施設は、県内全域に拡大しており、全体で約350施設となりました。参画施設が少ないエリアにおける参画施設の掘り起こしや参画施設全体の品質向上・おもてなし力の向上を図る必要があります。

また、官民連携によりサイクルツーリズムを推進する「鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議」において、令和4年4月、県を東西に結ぶ約152kmのサイクリングルート「鳥取うみなみロード」によりナショナルサイクルルート指定を目指すことが決定しました。（資料5、6）

令和5年2月に策定した「鳥取うみなみロード整備計画」に基づき、ルート上の²矢羽根や注意喚起看板設置等の走行環境整備を進めるとともに、ルート沿線の³ゲートウェイの整備や多言語による情報発信等の受入環境整備を進めています。

² 矢羽根

車道内の自転車通行位置を自転車利用者とドライバー双方に指し示すもの。

³ ゲートウェイ

ルート沿線の交通拠点(鉄道駅や空港)において、快適で安心なサイクリングをサポートする機能(レンタサイクル、手荷物ロッカーや着替えスペース等の提供)を備えたサイクリング拠点施設。

<関連目標・項目>

目標1:地域の魅力を拓くサイクルツーリズムの推進

- 1 サイクルツーリズムを推進しよう
 - (1)魅力ひろがるサイクリングルートの整備
 - (4)安心サポート体制の充実
 - (5)ガイド人材の育成
 - (6)公共交通機関の利用促進
- 2 ナショナルサイクルルート「鳥取うみなみロード」の実現と進化
 - (1)官民連携による推進体制の構築
 - (2)鳥取うみなみロード整備計画による整備推進
 - (3)鳥取うみなみロードにおける受入体制の充実
 - (4)鳥取うみなみロードの魅力向上
 - (5)鳥取うみなみロードの利用促進

2 環境負荷の低減・健康・スポーツ

(1) 環境・健康づくり

本県では2050年までに二酸化炭素排出量を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指しています。本県全体のエネルギーの使用に伴う二酸化炭素排出量のうち、人や物の移動に係る運輸部門からの排出がおおよそ3分の1を占めています。また、日本全体での運輸部門における二酸化炭素排出量のうち、ほとんどが自家用・業務用を合わせた自動車の使用から発生しています。（資料7、8）

環境に優しい移動手段である自転車の利用に対する県民一人ひとりの理解・関心を高め、自動車からの転換において、公共交通機関とともに自転車を積極的に選択していくライフスタイルが定着することが求められます。

鳥取県民の成人男性・女性の1日の歩数は減少傾向にあり、また、児童・生徒、成人男性及び女性で肥満率が増加しています。令和5年の「県民の運動・スポーツに関する意識実態調査」において、約76%以上の県民が日頃の運動不足を感じるとともに、約84%以上の県民が日頃の体力の衰えを自覚しながらも、その解消を図る行動に移せていないという状況が見られます。（資料9、10、11）

自転車は、一定時間をこぎ続けることで有酸素運動になり、体脂肪燃焼が期待できるほか、筋持久力や心肺機能の向上等の健康効果が期待できます。日常生活の移動手段や趣味等で自転車を取り入れる等、自転車を積極的に活用することで、県民の健康づくり文化の定着、健康寿命の延伸に寄与することが期待されます。（資料12、13）

<関連目標・項目>

目標2:環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現

- 1 自転車を日常生活に取り入れよう
 - (1)環境にやさしい自転車ライフの促進
 - (2)自転車を利用した健康づくり

(2) 自転車の日常利用と超高齢社会

自転車を週1回以上利用する県民の割合は約22%、全く利用しない人が約半数を占めており、日常生活において、自転車利用が定着しているとは言いがたい状況です。また、本県の通勤・通学時における自転車の利用割合は約13%、公共交通機関の利用割合も約7%という状況にあり、さらに、一世帯あたりの自動車保有台数も全国的に見ても多いことから、自動車中心の社会であると言えます。（資料14、15、16）

併せて、本県の65歳以上の高齢人口は、令和4年（2022年）には、33.3%まで上昇しており、3人に1人が高齢者という⁴超高齢社会を迎えていることから、高齢者の免許返納後の移動手段として、公共交通機関とともに、電動アシスト自転車等、自転車の活用について考えていく必要があります。（資料17）

<関連目標・項目>

目標2:環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現

- 1 自転車を日常生活に取り入れよう
- (3)電動アシスト自転車の普及促進

(3) 生涯スポーツ

令和6年（2024年）10月に開催された60歳以上の高齢者が参加するスポーツと文化の祭典「ねんりんピック」鳥取大会の中で、大山町において、サイクリング交流大会が開催されました。全国から多くの参加者があり、中には、80歳を超えた高齢者が選手として参加する等、自転車は年代を問わず楽しめる生涯スポーツであることが証明されました。

また、鳥取県を含む関西一円で開催される生涯スポーツの国際大会「ワールドマスターズゲームズ2027 関西」では、倉吉市、北栄町で自転車競技（トラック・ロードレース）が行われる予定です。（資料18）

<関連目標・項目>

目標2:環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現

- 2 サイクルスポーツに親しもう
- (1)生涯スポーツの普及促進
- (2)サイクルスポーツの普及促進

⁴超高齢社会

65歳以上の人口の割合が全人口の21%を超えている社会。

(4) 障がい者スポーツ

本県は、地域の誰もが障がいのある方とともに生きるサポーターになっていただく取組として、「あいサポート運動」を推進するとともに、障がい者スポーツの振興にも取り組んでいます。

令和5年度の調査によると、本県において障がい者が週1回以上スポーツをする割合は、約46%であり、全国的にみるとその割合が高い状況にあります。（資料19）

本県では、令和3年に、複数の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられており、視覚障がい者も安心して自転車を楽しむことができる自転車「タンデム自転車」の県内一般道路の走行が可能となりました。

引き続き、障がい者スポーツの振興、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、障がいのある人がスポーツしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

<関連目標・項目>

目標2:環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現

3 障がいのある人も一緒にサイクルスポーツを楽しもう

(1)障がい者スポーツの普及促進

(2)タンデム自転車の普及促進

3 交通安全・安全利用

(1) 交通事故件数・交通違反

本県における自転車事故の発生件数は、10年前と比較すると減少傾向にあるものの、令和4、5年の2年間は増加しています。事故のほとんどが自動車との衝突事故で、事故類型としては半数が出会い頭事故となっています。全体の死傷者数については、高校生の事故者数の割合が多い傾向にあります。また、令和5年中においては、死傷者のうち32.3%に交通違反があり、中でも交差点安全進行義務違反が最も多い状況でした。（資料20、21）

令和6年11月からは、自転車による交通違反の罰則強化が図られたほか、令和6年5月24日から2年以内には、自転車に対する⁵「交通反則通告制度」（青切符）の導入が予定されています。

交差点における自転車通行のルールの徹底（一時停止、安全確認の励行等）や学校等における交通安全教室の実施等により、引き続き、自転車利用者や自動車ドライバー等、道路利用者一人ひとりの自転車交通ルールへの理解を深め、交通マナー遵守の意識を向上させていくことが必要です。

⁵ 交通反則通告制度（青切符）

運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。

＜関連目標・項目＞

目標3:命と未来を守る 安全・安心な自転車ライフの実現

- 1 交通ルールやマナーを守ろう
 - (1)自転車の交通ルールの普及啓発
 - (2)交通安全意識の向上
 - (3)交通安全に関する指導者の育成
 - (4)ドライバー等に対する交通安全意識の啓発

(2) ヘルメット着用状況・自転車損害賠償責任保険加入状況等

本県では、平成28年10月に制定された「鳥取県支え愛交通安全条例」において、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険の加入を努力義務としています。また、令和5年4月の道路交通法の改正によって、ヘルメット着用が法律でも努力義務化されました。

本県のヘルメット着用率は約33%、自転車損害賠償責任保険の加入率は約47%であり、県内ではヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険加入に対する意識が浸透しつつある状況です。（資料22、23）

万が一の事故の際に備えて、自分の命を守り、安全・安心な利用につなげるため、引き続き、ヘルメット着用及び自転車損害賠償責任保険の加入について、県民の意識向上に向けた取組を進めていくことが必要です。

また、自転車の定期的な安全点検、乗車前の自己点検の県民への励行等、自転車を大切に安全に利用する意識醸成に取り組んでいくことが必要です。

＜関連目標・項目＞

目標3:命と未来を守る 安全・安心な自転車ライフの実現

- 2 安全への備えを大切にしよう
 - (1)ヘルメット着用促進
 - (2)保険加入の促進
 - (3)安全点検・防犯登録の推進

4 自転車利用環境

(1) 一般道路における自転車通行空間・生活道路の安全対策

道路に「⁶普通自転車専用通行帯」が整備されている区間は県内で2区間にとどまっています。多くの道路において、自転車は歩行者または自動車と混在して通行しています。（資料24）

県内の市町村や警察等と連携し、自転車が安全に利用できる自転車走行空間の整備や自動車との交通事故の多い生活道路の安全対策に取り組んでいく必要があります。

⁶ 普通自転車専用通行帯

道路標識または道路標示において、自転車通行箇所を指定している帯状の車道の部分。指定された車両通行帯を通行しなければならないとされている。

<関連目標・項目>

目標4:誰もが自転車を利用しやすい環境の整備

- 1 自転車を利用しやすい環境づくりに取り組もう
 - (1)自転車の走行空間の確保
 - (2)生活道路の安全対策

(2) 自転車活用推進体制・環境整備

現在、県内で自転車活用推進計画を策定している市町村は、19市町村中1町（大山町^{だいせん}）です。

県内全域において、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や県民の交通安全の意識向上を図り、誰もが自転車を利用しやすい環境づくりを推進していくためには、県内市町村において、各地域の実情に応じた自転車活用推進計画の策定を進めていく必要があります。

現在、県民の自転車保有割合は、約58%であり、全国平均と比較すると少し低い状況です。また、週1回以上自転車を利用する県民の割合も、約22%といった状況にあることから、県民の自転車利用の裾野を広げるとともに、自転車を持っていない方や観光客の自転車利用を拡大していくためにも、自転車を気軽に利用できる環境を整備していくことが求められます。（資料25、14（再掲））

さらに、災害時の交通手段として自転車は有効であることから、被災時にスムーズに活用できるように、普段から自転車を積極的に利用する習慣を付けていくことも重要です。

<関連目標・項目>

目標4:誰もが自転車を利用しやすい環境の整備

- 1 自転車を利用しやすい環境づくりに取り組もう
 - (3)自転車活用推進の全県展開
 - (4)利便性の向上
- 2 災害時の自転車活用を考えよう
 - (1)災害時の自転車活用

第3章 計画の方向性

1 基本理念

自転車が拓く未来 安全・安心で活力に満ちた地域の創造

本県では、地方創生による地域活性化や関係人口の拡大、健康寿命の延伸、超高齢社会への対応、脱炭素社会の実現等、本県の抱える課題を見つめ、輝く未来を描いていくために、公共交通機関との組み合わせを含め、自転車を利用しやすい環境整備をより一層推進していく必要があります。

県民一人ひとりが自転車利用への理解・愛着を深められるよう、誰もが安心して利用できる道路環境の整備や自転車安全利用の意識向上を図ります。また、自転車を活用した観光誘客、関係人口の拡大を図り、活力に満ちた社会をつくっていきます。

2 目標・目指す姿

基本理念及び自転車を取り巻く現状と課題等を踏まえて、次の目標及び目指す姿、目標指標を設定します。

目標1 地域の魅力を拓くサイクルツーリズムの推進

<目指す姿>

- 「鳥取うみなみロード」が国のナショナルサイクルルートに指定され、本県が「サイクリストの聖地・鳥取県」として国内外から認められ、多くのサイクリストが訪れている。
- レンタサイクル拠点や休憩スポット、自転車を館（室）内に持ち込める宿泊施設等、サイクリストサポート体制の整備が進み、県全体でサイクリストを温かく受け入れる機運が醸成されている。

<目標指標>

内容	現況値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
鳥取うみなみロードの自転車走行者数(推計) ※鳥取うみなみロードにおける東部・中部・西部の自転車歩行者専用道の合計走行者数(推計)	12,700 人	30,000 人

(現況値のデータ出典:株式会社 Agoop)

目標2 環境にやさしく健康で活力に満ちたライフスタイルの実現

<目指す姿>

- 環境にやさしく健康増進につながる移動手段として、誰もが気軽に始められる自転車の利活用について県民の関心・理解が得られ、移動やレジャー等、様々な場面で自転車が利用されている。
- 年齢や性別、身体的条件に関わらず、様々な人がサイクルスポーツを楽しめる機会が提供されている。

<目標指標>

内容	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自転車利用頻度(週1回以上)	21.7%	30%

目標3 命と未来を守る安全・安心な自転車ライフの推進

<目指す姿>

- 社会全体に自転車の交通ルールが浸透し、自動車や新たなモビリティと共存しながら、自転車の安全な道路利用が図られており、自転車の交通事故がない安全・安心な社会が形成されている。
- 自転車損害賠償責任保険の加入やヘルメットの着用が浸透しており、自転車の安全かつ適正な利用が行われている。

<目標指標>

内容	現況値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
自転車に関係する交通死亡事故件数	1件	0件 ※計画期間中、0件を継続する

目標4 誰もが自転車を利用しやすい環境の整備

<目指す姿>

- 県内すべての市町村で自転車活用推進に対する理解が深まり、自転車走行空間の整備が進み、誰もが安全・快適に自転車を利用できる環境となっている。
- 街なかの駐輪場の整備や利便性の高いレンタサイクルやシェアサイクル等の普及が進み、移動手段として、誰もが気軽に自転車を選択できる環境が創出されている。

<目標指標>

内容	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
普通自転車専用通行帯整備総延長	1,050m	2,000m